

○計画相談支援給付費

基本部分		注 居宅介護支援費 重複減算Ⅰ	注 居宅介護支援費 重複減算Ⅱ	注 介護予防支援費 重複減算	注 特別地域加算
イ サービス利用支援費	(1)機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,864単位) (2)機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき1,764単位) (3)機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) (1月につき1,672単位) (4)機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) (1月につき1,622単位) (5)サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,522単位) (6)サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき732単位)	-572単位 -572単位 -572単位 -572単位 -572単位 -	-881単位 -881単位 -881単位 -881単位 -881単位 -92単位		+15/100
ロ 継続サービス利用支援費	(1)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,613単位) (2)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき1,513単位) (3)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) (1月につき1,410単位) (4)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) (1月につき1,360単位) (5)継続サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,260単位) (6)継続サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき606単位)	-623単位 -623単位 -623単位 -623単位 -623単位 -	-932単位 -932単位 -932単位 -932単位 -932単位 -278単位	-16単位 -16単位 -16単位 -16単位 -16単位	
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)			
初回加算		(1月につき300単位を加算)			
主任相談支援専門員配置加算		(1月につき100単位を加算)			
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき200単位を加算) ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき100単位を加算)				
退院・退所加算(3回を限度)		(1回につき200単位を加算)			
居宅介護支援事業所等連携加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれ月1回を限度)		(情報提供以外:1月につき300単位を加算) (情報提供:1月につき100単位を加算)			
医療・保育・教育機関等連携加算		(1月につき100単位を加算)			
集中支援加算(訪問、会議開催、会議参加それぞれ月1回を限度)		(1月につき300単位を加算)			
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)			
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)			
行動障害支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
要医療児者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
精神障害者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)			
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		(1回につき700単位を加算)			
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		(1回につき2,000単位を加算)			

注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画書の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定

注 初回加算と選択することし、併給不可

注1 基本報酬算定月は算定不可
注2 初回加算との併給不可

注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可

注1 基本報酬算定月は算定不可
注2 会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算と選択することし、併給不可